

第四十七号議案

江戸川区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十三年九月二十七日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

江戸川区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成七年三月江戸川区条例第十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一東京都市計画中葛西八丁目地区地区整備計画区域の項の次に次のように加える。

東京都市計画J R小岩駅南口地区地区整備計画区域

東京都市計画J R小岩駅南口地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域

別表第二東京都市計画中葛西八丁目地区地区整備計画区域の項の次に次のように加える。

東京都市計画J R小岩駅南口地区地区整備計画区域	全域	(一) 風営法第一条第五項に規定するもの (二) ホテル、旅館で青少年の健全な育成を損ない、周辺環境との調和を逸したものを逸したもの (三) デートクラブ				二百m		建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に表示する壁面の位置の制限を越えて建築してはならない。ただし、アーケードと連続するひさし、落下物防止を目的としたひさし、それらを支えるための柱等については、この限りでない。				
--------------------------	----	---	--	--	--	-----	--	--	--	--	--	--

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説 明)

条例の適用範囲に、東京都市計画J R小岩駅南口地区地区整備計画区域を加える必要があるので、本案を提出いたします。